



## 西館 2 階 一般病棟〔40 床〕

当該病棟は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして届け出た「**障害者施設等入院基本料 10 対 1（看護職員 10 対 1）**」を算定しており、1 日 12 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

- 9：30～17：30 までの看護職員 1 人当たりの受持ち数は 5 人以内です。
- 17：30～9：30 までの看護職員 1 人当たりの受持ち数は 20 人以内です。